

文京区協働推進委員会
担い手創出プロジェクト支援本部の運営について

1 本部の公開について

(1) 本部の傍聴

本部は、原則として公開する。ただし、支援プロジェクトの審査・選考等のプロジェクトの個別案件について、判定、評価等の審議を行う場合は、公開することにより、審査・選考等を受けるものの権利利益の侵害や、第三者との信頼関係を損なうおそれがあるため、本部長が当日の運営方法についてあらかじめ本部員に説明したうえで、本部の全部または一部の傍聴を認めないものとする。

(2) 本部資料の取扱い

本部の資料は、原則として公開する。ただし、本部員の提供資料については、個別の事情を勘案し、本部長がその取扱いを定める。

(3) 会議録の取扱い

本部の記録は、要点記録を事務局が調製し、本部員全員の確認を経た後に公開する。ただし、個人情報など非公開情報についてはこれを公開しない。

(4) 公開の方法

本部資料及び会議録は、行政情報センター（シビックセンター2階）及びホームページにより公開する。

2 その他

上記に掲げるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。